

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、保安林の令和 8 年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同 一 の 単 位 と さ れ る 保 安 林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所 在 場 所	
水源のかん養	鳥 取 地 区	鳥取市（平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	859. 39
	八 頭 地 区	鳥取市（平成 16 年 11 月 1 日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2, 724. 42
	倉 吉 地 区	倉吉市及び東伯郡	1, 551. 45
	米 子 地 区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	817. 64
	日 野 地 区	日野郡日南町及び日野町	964. 08
土砂の流出の 防備	鳥 取	鳥取市	121. 96
	米 子	米子市	0. 25
	倉 吉	倉吉市	55. 35
	岩 美	岩美郡岩美町	94. 39
	若 桜	八頭郡若桜町	16. 61
	智 頭	八頭郡智頭町	14. 86
	八 頭	八頭郡八頭町	20. 75
	三 朝	東伯郡三朝町	47. 62
	湯 梨 浜	東伯郡湯梨浜町	46. 67
	琴 浦	東伯郡琴浦町	22. 52
	北 栄	東伯郡北栄町	0. 17
	大 山	西伯郡大山町	23. 21
	南 部	西伯郡南部町	6. 73
	伯 耆	西伯郡伯耆町	13. 30
	日 南	日野郡日南町	3. 86
	日 野	日野郡日野町	16. 55
	江 府	日野郡江府町	3. 61
干害の防備	高 路	鳥取市高路	12. 61
	赤 波	鳥取市用瀬町赤波	1. 40
	水 谷	鳥取市鹿野町水谷	1. 56
	本 宮	米子市淀江町本宮	1. 08
	志 津	倉吉市志津	0. 29
	栗 尾	倉吉市栗尾	1. 78
	大 原	倉吉市大原	0. 84
	長 谷	岩美郡岩美町大字長谷	3. 85
	喜 才 谷 山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0. 48
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0. 47
	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	1. 03
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0. 15
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0. 62

	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0. 15
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	1. 74
	孝 霊 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝霊山	13. 76
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0. 44
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0. 08
公衆の保健	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	82. 80
	中 部 地 区	倉吉市及び東伯郡	36. 45
	西 部 地 区	米子市、西伯郡及び日野郡	8. 93